

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第八号及び第四条第一項第八号中「又は水道環境」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第三条第八号及び第四条第一項第八号の規定の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提 案 説 明

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。